

第12回理事会（決議省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 2019年度事業計画の変更認可申請について

<議案の概要>

2019年度事業計画書Ⅱ1(3)⑤基盤強化支援事業において、「早期に結論を得る」とされていた事項について、6月24日開催の第20回休眠預金等活用審議会にて結論を得たため、この内容を反映させるべく、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第26条第1項後段の規定により、変更認可申請を行う。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長（代表理事）二宮 雅也

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2019年7月1日（月）

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長（代表理事）二宮 雅也

2019年6月28日（金）、理事 二宮雅也が理事及び監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2019年7月1日（月）15:00までに、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第44条及び理事会規則第10条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

2019年7月1日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

理事長 二宮 雅 也